

# 平成20年第1回坂城町議会臨時会会議録

1. 招集年月日 平成20年1月15日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 1月15日 午前10時00分
4. 応招議員 14名
 

1 番議員	田 中 邦 義 君	8 番議員	春 日 武 君
2 "	山 城 賢 一 君	9 "	林 春 江 君
3 "	柳 澤 澄 君	10 "	安 島 ふみ子 君
4 "	中 嶋 登 君	11 "	円 尾 美津子 君
5 "	塚 田 忠 君	12 "	柳 沢 昌 雄 君
6 "	大 森 茂 彦 君	13 "	宮 島 祐 夫 君
7 "	入 日 時 子 君	14 "	池 田 博 武 君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者
 

町 長	中 沢 一 君
副 町 長	柳 澤 哲 君
教 育 長	長谷川 臣 君
会 計 管 理 者	塩野入 猛 君
総 務 課 長	中 村 忠比古 君
企 画 政 策 課 長	赤 池 利 博 君
まちづくり推進室長	荒 川 正 朋 君
住 民 環 境 課 長	宮 下 和 久 君
福 祉 健 康 課 長	塚 田 好 一 君
子 育 て 推 進 室 長	中 沢 恵 三 君
産 業 振 興 課 長	宮 崎 義 也 君
建 設 課 長	片 桐 有 君
教 育 文 化 課 長	西 沢 悦 子 君
総 務 課 長 補 佐	塚 田 陽 一 君
総 務 係 長	
総 務 課 長 補 佐	塩 澤 健 一 君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	
企 画 調 整 係 長	塚 田 郁 夫 君
9. 職務のため出席した者
 

議 会 事 務 局 長	吾 妻 忠 明 君
議 会 書 記	平 林 よし子 君

10. 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 会期の決定について

第 3 町長招集あいさつ

第 4 議案第 1 号 平成 19 年度安全・安心な学校づくり事業村上小学校体育館改修工事請負契約の締結について

第 5 議案第 2 号 平成 19 年度坂城町一般会計補正予算（第 8 号）について

11. 本日の会議に付した事件

10. 議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（池田君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 14 名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成 20 年第 1 回坂城町議会臨時会を開会いたします。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

ただちに本日の会議を開きます。

地方自治法第 121 条の規定により、出席を求めた者は理事者をはじめ各課等の長であります。

なお、子育て推進室から遅刻の届出がなされております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第 1 「会議録署名議員の指名について」

議長（池田君） 会議規則第 120 条の規定により、1 番 田中邦義君、2 番 山城賢一君を、会議録署名議員に指名いたします。

---

◎日程第 2 「会期の決定について」

議長（池田君） お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(池田君) 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長(池田君) 町長から、議会招集のあいさつがあります。

町長(中沢君) おはようございます。

また年が改まり、初めての議会でもございます。改めて、新年おめでとうございます。

本日ここに平成20年第1回坂城町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には全員のご出席をいただき開会できますことを心から感謝申し上げます。

さて、平年に比べますと若干暖かめかと存じますが、国際的な原油高という中で燃料、原料材料の高騰が続いております。政府の地方への配慮という見地等から、特例的に対応している市町村がいろいろございます。当町といたしましては、低所得者、施設園芸農家、中小企業事業者への対応を進めてまいりたいと考えております。

また、耐震化ということで村上小学校体育館の改修工事の請負契約がなされました。ご審議をいただきます。子どもたちの安全への取り組みをこれにより、より進めてまいります。よろしくご審議いただき、協賛賜りますようお願い申し上げます。招集のごあいさつといたします。

---

議長(池田君) 日程第4「議案第1号 平成19年度安全・安心な学校づくり事業村上小学校体育館改修工事請負契約の締結について」から日程第5「議案第2号 平成19年度坂城町一般会計補正予算(第8号)について」までの2件を、一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

議長(池田君) 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長(中沢君) 議案第1号「平成19年度安全・安心な学校づくり事業村上小学校体育館改修工事請負契約の締結について」、説明いたします。

本案は、村上小学校体育館の耐震化に併せて、大規模改修工事を実施し、安心して子どもたちが学習活動等を行えるよう整備するものでございます。

契約の内容ですが、鉄骨造り一部2階建て、延べ床面積1,117㎡、改修範囲は屋内運動場及び器具庫、校舎からの連絡通路の工事です。

契約金額は1億689万円で、契約の相手方は飯島・住建建設共同企業体でございます。なお、工期につきましては平成20年3月26日でございます。

次に、議案第2号「平成19年度坂城町一般会計補正予算（第8号）について」、説明します。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,080万円を追加いたし、歳入歳出予算の総額を65億4,317万6千円といたすものでございます。

歳入につきましては、制度資金貸付金の元利収入に係る諸収入が2千万円、財政調整基金からの繰入が1,080万円でございます。

歳出につきましては、緊急原油高の対応事業といたしまして低所得者等に対する灯油代の助成で280万円、施設園芸農家に対する燃料費の補助で100万円、制度資金に係る保証料補給金で700万円、融資枠拡大のための貸付預託金で2千万円をそれぞれ追加するものでございます。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

**議長（池田君）** 提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案調査のため暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時11分～再開 午前10時22分）

**議長（池田君）** 再開いたします。

◎日程第4「議案第1号 平成19年度安全・安心な学校づくり事業村上小学校体育館改修工事請負契約の締結について」

**議長（池田君）** これより質疑に入ります。

**3番（柳澤君）** 耐震ということでの改修工事ではありますが、工事の具体的な内容がよくわかりませんので2点ほどお尋ねするんですが、入札に参加した業者がどのくらいあったのか、それからこれは何か内容がわかりませんからあれですが、町内の業者は入札に参加しているのかどうなのか。資格があったのか、なかったのか。その点をお聞かせをいただきたいと思います。

それともう1点は、この請負金額1億689万円ですが、落札率何%かお聞かせをいただきたいと思います。

**教育文化課長（西沢さん）** 入札に参加した業者は7者でございます。そのうち町内業者は3者入っております。7者はJVの共同企業体でございます。

それから落札率は73.24%でございました。

**1番（田中君）** 住建建設というのはどういう企業かわかったら教えていただきたい。

**教育文化課長（西沢さん）** 住建建設は町内に営業所を有している会社でございます。

**1番（田中君）** この会社は本社はどこにあって、町内で主な工事実績なんかはわかっているか、ちょっと教えていただければと思います。わからなければ、後で資料でも結構ですけど、ちょっとどういう会社かわからないので教えていただきたいと思います。

**教育文化課長（西沢さん）** 町内の建設及び土木工事に実績のある業者でございます。

本社は千曲市戸倉でございます。

**8番（春日君）** 私は改修工事自体は当然のこととして受け止めているわけでありませんが、1つ、2つちょっとふくらんだ話を質問をいたしたいと思います。

1つは、この工事というのは基準に合っていなくなってきたからこういう工事が始まったというこういう解釈なのか。それとも、いわば耐用年数に近くなってきたから全体的に建物が弱ってきたからこういう作業に取りかかったというのか。これは結果としてどこをどういうふうに直すのかということも含めてお願いをいたしたいと思います。

**教育文化課長（西沢さん）** 村上小学校体育館の改修という点でございますが、平成17年度より学校施設の耐震診断を進めてまいりました。その結果と、それから老朽化が進んでいるというような状況の結果から、村上小学校の耐震化と大規模改修を行うということで進めて、計画をしてきたところでございます。

内容的にということですが、構造体の補強、主にこれは補強材を入れて補強していくという内容、それから大規模改造につきましては屋根の塗装、防水、体育館の床の改修、それから主に電気関係の設備の改修が主な内容でございます。

**8番（春日君）** ただいま耐震検査ということが出てきましたけれども、私は耐震検査の結果がどういう書面で出てきておるのかはわかりませんが、耐震検査というのはこれは不向きですよというイエスカノーか出てくるのか、それともこれは当然行われる設計の指示のような部分も、その耐震検査の中に入っているのかどうか、お願いいたします。

**教育文化課長（西沢さん）** 耐震診断によりましてということなのですが、耐震診断

の結果、昭和56年度以前に建設されたものについては一応全部、耐震診断を受けなさいという国の方針があります。それによりまして、3小学校が全部該当してまいりますので、耐震診断を進めてきましたというところなのですが、耐震診断の結果、やはり村上小学校も補強をなさいという結果でございます。

その内容につきましては審査会というのがございまして、それは建築設計士さんが県から委託されまして、第三者機関をつくりましてそこで耐震診断をされて、その補強について設計されたものを審査をするという内容でございます。その審査を受けて、初めて耐震化の工事が認められるということで、その審査結果をもって国の補助金の申請をして認可が得られたという内容でございます。

**8番（春日君）** 今審査会というお話が出てきましたが、これは竣工までにどなたが、いつ、どこでそのチェックをするのかということですが、それもたぶん町で、もう深く関わっていることと思いますが、そういう解釈でよろしいのか。

それとこれからまだほかに、町で耐震審査をしなければならないところがどのくらいあるのか。併せてお願いいたしたいと思います。

**教育文化課長（西沢さん）** 管理につきましては、設計管理を委託している業者をお願いをしております。

それから今後ということですが、まず坂城小学校南校舎について第2次診断、小学校の校舎については1次診断をすべて終わってございますが、その結果によりまして一応順位をつけまして2次診断をしていきたいと。その後、村上小学校、南条小学校というような順に1次診断の結果を見て優先順位をつけて進めてまいりますというふうに考えております。

**2番（山城君）** 2点お伺いをしたいと思います。

1点、体育館の北側ですけれども、カーテンが特に漏水とかそういう関係で傷みがありまして動かない状況なんです、そのカーテンの内装まで含まれているのか。

それから東側の入り口があるんですが、先ほどの説明でもって町長のほうから、本校舎からの渡り廊下ということはわかりますが、東側の入り口の天井部分かな、その辺も含めて今回の工事に含まれているのか、2点お伺いいたします。

**教育文化課長（西沢さん）** 内装についての改修は含まれてはおりません。

東側部分の入り口、体育館の昇降口につきましては補強と改修を含めてございます。

**2番（山城君）** そうすると内装については今後、計画があるのかどうかお伺いいた

します。

**教育文化課長（西沢さん）** 内装につきましては、学校の修繕の内容と併せて進めてまいりたいというふうに、学校予算を含めて計画してまいりたいと思っております。  
「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎日程第5「議案第2号 平成19年度坂城町一般会計補正予算（第8号）について」

**議長（池田君）** これより質疑に入ります。

**11番（円尾さん）** 歳出の中でお尋ねしたいと思います。

まず、いわゆる福祉灯油というようなことの対応をされたことについては、大いに評価をしてうれしく思うところですが、商工費についてお尋ねしたいと思います。

ここで中小企業振興資金の貸付預託金をここで2千万円増やしていくわけで、枠を増やすんだというお話がありましたけれど、まだ枠が残っている中でこれが増やされていく。それには原油高だけが理由でこれが増やされていくのかどうか、その辺ちょっと私も疑問に思ったものですからその辺について、枠を増やしていく理由は何なのでしょう。その辺をお尋ねしたいと思います。

それから、原油高騰について融資をしてほしいんだというような、現実に町民の企業の方からそんな要請があるのかどうか。その辺もお尋ねしたいと思います。

それともう1点、これは参考までにですけども、それぞれの金融機関に預託をしていくわけですけども、今どこどこどこに預託されているのかということもちょっと知っておきたいと思います。お願いいたします。

**産業振興課長（宮崎君）** これで今回、預託ということで預託金2千万円、枠を増やしてまいるわけでございますけれども、ご案内のとおり12月7日に県がこの原油高に対する緊急融資というようなことで、当初200億円台だったものを倍に増やした、それで融資枠を拡大してきたというような経緯がございます。その主なものについては中小企業振興資金というようなことで、これは運転資金というようなことの中でやっているわけでございます。私どもにつきましても県が増やしていくということございまして、直接、町はそれに関わっているわけじゃないんですけども、町の場合は保証料というようなことで関わっておりまして、保証料の伸び等もあるわけで、全体的なこれから県の融資枠がある程度こなされ、それと並行して町

の部分も、町の融資、中小企業振興資金への影響もあるわけでありまして、そういうことから2千万円既設のものを加えて、預託金の枠を増やしていきたい。こういう考えでおります。

それと、原油高だけが理由で融資していくのかというようなことでございますけれども、原油高そのものというよりも副産的といいますかそれに関係して、1番は原材料費がすべてのところでかなり高騰しているというようなことで影響があるというふうに考えております。

そんなことで私どもも振興資金の枠ということでございますので、それは運転資金というようなことで原油高もあれば、今の材料費の高騰への対応と、こういうものも含めて考えてございます。

それと、融資をしてはという声があるかというような、実際、町内の企業ではどうなのかというようなことでございますけれども、今回、補正させていただくという背景の中には保証料等を含めて融資の枠が伸びてきているというような、これは県の資金も含めてですけれども、そういう中での対応ということでございまして、運転資金に対する要望はあるというようなことでご理解いただければと思います。

金融機関の預託金につきましては、今町内に4行ある金融機関すべてに預託をしております。従いまして、それぞれの金融機関の中で実績等に応じて分けさせていただいているわけでございますけれども、そういう中で今回についても全金融機関への預託を考えております。

**11番（円尾さん）** 融資という形での対応ということになりますと、もしかしたらこれは全然使わないで済んでしまうんじゃないかというような心配もあり得るといふことなんですね。その辺のことをちょっとお聞きしたいと思います。

それからもう1点とすれば、民生費だとか農林水産業費というのはそれぞれやっでいらっしゃる方に対して、これは補助という形で出されていますけれども、企業の町坂城という中で、県では融資制度ということを広げていく中に、やはり基本にある中小企業の皆さん、零細企業の皆さんへ本来なら補助金として渡していくことのほうが私は原油高に対する対応としてはよりいいのじゃないかと思うんですけれども、そういう形にはならないのかどうか。そういうことは考えられないのかどうか。その辺を、これは町長にお聞きするほうがいいんでしょうか。ぜひお願いしたいと思います。

**産業振興課長（宮崎君）** 今回の補正の預託関係、融資という形の中で使わない場合

があるのかどうかということでございます。

ご案内のとおり融資についてはそれぞれの企業の状況によって、金融機関等を中心に1つの構成がされているわけでございます。かといって使わないというような部分は現状の中ではちょっと考えにくいかなというふうには考えております。

当町の考え方でございますけれども、確かに農政関係については今回もそうでございますけれども、灯油等の補助をさせていただいている、直接の補助をさせていただいていると、これは農政の場合は中山間地等についてもそのような対応ということでございますけれども、企業の融資という部分の中では、本当に補助ができればそれにこしたことはないわけですが、町内を考えてみまして、原材料、町内の製造業者が原材料費として支出されている工業統計等で考えると、1千億円を超えるような中で、例えば仮に影響が2割あったとしても200億円と、それにさらに融資となっても数十億円の予算がないととても今回の原油高等に関しても補助という形の中では非常に難しいのではないかなというふうなことで、県等でも当然、補助ということもございません。国等についてもそのような事例はないわけですが、今の財政力等を考えますと、気持ちとしてはいろいろあるわけですが、ちょっと補助という形での交付は難しいというふうには考えているところでございます。

**町長（中沢君）** 民生への補助ということ、これは今回の場合、大事な事かなということ、これで他の市町村に準じて行ったところでございます。

中小企業に対する対応ということなんですが、これはあくまでも経営という中で、原材料とかあるいは灯油による燃料のいろいろな面のそういった中において、大変な状況にあるという中で融資を行い、そして頑張ってもらってより企業を発展させていきたいということで、おのずからちょっと対応を別に考えていくべきだと、こんなふうには考えておりますのでよろしくお願いいたします。

**1番（田中君）** 商工の関係の中小企業振興資金の貸付、預託の関係でございますけれども、ただいまも質疑があったんですけども、もう1年以上も前から中国をはじめとした新しい経済振興国、そしてまた円安等もあって原材料が非常に急騰しているという状況の中で、この中小企業の町としてはこういう応援をしてあげることがむしろ遅いぐらいだと私は感じていたわけなんです。そこでちょっと質問でお聞きしたいんですけども、これは県の制度資金への預託じゃなくて、町の資金の預託なのか、ちょっとその辺を確認したいんですけども。そして非常に中小企業、製

品価格が上がらない中で、しかもグローバルな競争、国際競争が激しくなる中で原材料が急激に上がっているという状況を踏まえたときに、ただいまのような補助金はちょっとナンセンスだと思うんですけども、例えば特別な原材料を対象とした利子補給的な、普通の金利よりも一般運転資金よりも多少助成するような、そういう応援もして、中小企業の皆さんに町は中小企業の町で皆さんを力づけていますよというそういう応援フレームもあっていいんじゃないかなという気もするんですけど、その辺をまず1つ商工課長にお聞きします。

現実に、今年4月からこっち、原材料の運転資金が具体的にもし何%、前年度何%とか、そういうことをもし把握しているんだったらちょっと説明を願います。

**産業振興課長（宮崎君）** まず、預託金の関係でございますけれども、これは県ではなくて町の融資に対する預託ということでございます。

あと、これら材料費の高騰等に対する対応ということでございますけれども、利子補給制度そのものが町にもございますけれども、利子そのものが今安い、まだまだ安い状況でございます、これに対する補給というのは現実的にはされておらない。ただ、町の場合は工業の町という部分もございまして、実はこの保証料の関係でございますけれども、町の融資に対する保証料、これは全額、町は負担しているんですけども、ほかのところではその対応はないんですけども、県の融資に対する保証料、これについて町は2分の1を負担しております。これはよその行政では県のそういった制度がなくなったときにやめているんですけども、私どもは工業の町というようなことで県の融資に対しても保証料の2分の1を負担していくというような考え方で進めてきておりますので、これが応援というようなことで考えておりますのでよろしく願いいたします。

**1番（田中君）** わかりました。

それでその原材料の関係、どんな状況か。今非常に、倍ぐらいに値上がりしている中で、具体的にどういう資金需要なりあるいは経営の相談なりがあるかどうか、ちょっと聞かせてもらえればと思います。

**産業振興課長（宮崎君）** 今の関係でございますが、原材料費等に対する影響というような部分でございますけれども、具体的に原材料費そのものということでの区分けというのは12月7日以降の中でどうかという判断。これは県の方向の中で具体的に出てきているわけでございます。むしろそれよりも、先ほども申し上げましたけれども、材料費の高騰というのが一番の融資の相談案件ということでございます

けれども、私どもの中で県も含めて融資件数、12月末現在で104件ある中で約26%の方が例えば諸経費の高騰の中に石油の高騰だとか、原材料仕入れというようなそういう記載で理由として上げておられるというようなことでございます。

**7番（入日さん）** 歳出のほうでお聞きしたいんですが、農林水産業費の原油価格高騰対策緊急営業支援事業補助金100万円をとってありますが、この対象はどのように考えてられるのか。また補助金としては1件あたりどのくらいを想定されているのかお聞きします。

**産業振興課長（宮崎君）** 対象はどのくらいかということですが、これは町内でビニールハウスあるいはそのガラスハウス等で営業、かつそれが営業としてやっている、そこで栽培されたものを出荷しているという方が対象ということになりますと、私どもは約20軒ぐらいの農家さんを想定しているところでございます。それで、お手元に資料も届いているかと思えますけれども、考え方といたしましてはそうは申しまして、一応は上限的にも5万円というようなことで設けさせていただいております。ちょっと聞くところによると、多く使っている農家さんでだいたい2万リットルぐらいというような、年間といっても冬期になるわけですけど、お聞きしております。そんなことからすると補正額が満タンで計算するとなかなかというような試算でございます。

補助的には1リットルあたり3円ということで補助をさせていただいております。これは燃油、これはA重油ですとか灯油ですとかということですが、その値上がり幅等を加味する中で決めさせていただいております。

**6番（大森君）** 歳出の件ですけども、1点は社会福祉総務費のところの緊急対策事業助成ということであるわけですが、これについてこの対象になる方の人数と件数は何人の方なのか。

それから農林水産の関係ですけども、支援していくということであるわけで非常に喜ばしいことだというふうに思うんですが、対応とすれば若干遅いのではないかというふうに思います。12月に私も農家の方何人かにお話を伺いましたけども、その12月時点で暖房を非常に抑えていると。だいたい15度から18度ぐらいが必要なんだけれども10度ぐらいに抑えてやらざるを得ないということで、12月ごろはその温度を下げているということや、あるいは暖房の施設が壊れてしまって、この冬はもう使わないでいこうということで、あきらめてしまっている方がいらっしゃるということですね。やはりそういう点では相当早い対応が必要では

なかったかと思えます。

それでも遅ればせながらこういう対応をされているということでいいわけですが、やはりこれについての調査はどのようにされたのか。あるいは聞き取り調査をされたのかどうか。農家の皆さんのご希望などは、どうだったのかということがあればお答え願いたいというふうに思います。

商工の関係ですけれども、ここで2千万円を預託金として上げているわけですが、これについても一般の融資と同じように利用していくのかどうか。例えば経営安定資金だけにするとか、あるいは業務拡張に伴うこういう設備投資、そういうのにもこれが広がってくるというふうには思うわけですが、その点について、どこまでの枠にするのかという点についてお尋ねいたします。

それともう1点では、先ほどの質問もあったわけですが、融資ではなくてやはり補助をしていくという点の要望も出ているわけですが、これについてある程度の線を引いてやっていく必要もあるんじゃないかというふうに考えます。1つは直接、燃料、ガソリンを消費して営業されている方、これについてはやはり補助をしていくというような形も、必要ではないかというふうに思うわけですが、その考えについてお尋ねいたします。

**福祉健康課長（塚田君）** 社会福祉総務費の緊急対策事業助成金の関係ですが、対象になる人数ということですが、これについては実施要項のほうにございますが、19年度の市町村民税非課税の世帯ということで、その中で1から5に該当する世帯ということで560世帯が該当になります。要綱の第3で、1世帯につき5千円を支給するということですので、560世帯の5千円、280万円を計上させていただきます。よろしくお願いたします。

**産業振興課長（宮崎君）** いくつかのご質問に順次お答えしてまいりたいと思います。

まず、今回の原油高騰に伴う農家に対する補助の関係でございますけれども、対応が遅かったのではないかとということでございます。確かにその原油高というような観点からすると、情報が出てから遅くなっているというようなことで、県では全体的に11月30日に相談窓口を設けたりというような対応でございます。そうは申しましても、この影響に対しての対応というのは、県の南信等では一部12月末に新聞報道でもご案内のとおり、施設園芸農家等の灯油の補助をしているというような、リットルあたり2円というようなことで伊那市さんや駒ヶ根市さん等でそんな対応もあったというふうにあるわけでございます。

町についてもご案内のとおり、議員さんも聞かれたとおり独自に頑張ろうというような姿勢の中で動いてきているというような部分で、具体的に例えば町に相談があったとかそういうことはありませんでした。そうは言ってもどうなんだろうかというようなことを考えて、若干お聞きした部分もご置います。灯油等については今まで独自にやるから、今の温度調整等としながら対応してきたんだよというようなお話も聞く中で、やっぱりこれは町としてというようなことで、今日になったわけでご置います。そうは申しましても、これについてはこの東北信地域の中では、私どもは先進的な取り組みではないかというような考えでおるわけでご置います。

それと今度は商工の関係でご置いますけれども、預託金の2千万円という部分で、その内容でご置いますけれども、これについては振興資金、経営安定資金といろいろあるわけですけど、融資全体の中での預託というようなことでご置いますので、振興資金ということですけども、ほかの預託金等についてもそれぞれ枠を持っておりますので、これだから融資の対応ができないというような部分はないというふうに判断しております。

補助金の関係でご置います。自動車のガソリン代等への補助を含めてどうなのかということでご置いますけれども、これについては先ほど町長からもご答弁申し上げましたように補助という考え方は持っておりません。

**6番（大森君）** 両方共通しますけれども、社会福祉総務費とそれから農業振興、こういう補助をいたしますよということについては、それぞれ一応対応される皆さんには通知を申し上げて、申請書などをお渡しされてから受けるのか。それとも役所へ来るまでじっと待っているのかということもあるんですが、その対応については直接、申請書を対象になる方々へお渡しするというのを要望したいと思うんですが、それについてどのようなやり方でされるのか答弁願います。

**福祉健康課長（塚田君）** 対象者につきましては、今議会でお認めいただければ、さっそく手続のほうへ入らせていただきまして、対象者の方には請求書という形で全部の方に今回の事業の内容と請求書を配付させていただきたい。そして町のほうへ請求書の提出をいただくと。そのような対応をとっていききたいと。

実際には今考えておりますのが手続上ありますので、来週から請求書等を発行しまして2月いっぱい申請書を出していただき、それぞれの出た請求書に基づいてお支払をしていきたいというように考えております。

**産業振興課長（宮崎君）** 施設園芸農家等の灯油補助等につきましては、今考えてい

るのはもちろん、全町的にPRしなきゃいけないという部分でもございますので、広報等でのPRが1点、それともう1点はJA等の花卉部会に所属されている方がほとんどでございますので、花卉部会等への説明、また入っていない方等については、把握できている範囲の中ではご連絡等をさせていただくということでございます。ただ、これはあくまでも申請に基づいてということでございますが、情報の提供はすべての方に行くように努めてまいりたいと考えております。

また融資につきましては、各金融機関等を通じてPRしていきたいと考えております。

**4番（中嶋君）** 今いろいろお話を承った中で、灯油5千円ですね、低所得者を中心の中で差し上げていくというお話でとてもいいことだと私は思っております。ただ、いろいろ坂城町の中にも特に独り暮らしの人とかそういう人たちが多くなってきたり、言うなれば町税を払いたくても払えないような人たちも大勢出てきているなんてことの中で、今回に限ってはそういうようになった人たちも拡大して差し上げるといえますか、そういうお考えなのかちょっとお尋ねをしたいんですが。

**福祉健康課長（塚田君）** 今回の実施要領につきましては、低所得世帯の福祉増進ということを一番の目的にしております。その中で、町村民税が非課税の世帯ということが一番の基本でありまして、その中で1番から5番までそれぞれの項目があるんですが、基本的には75歳以上のある者というふうにあります、のみ世帯というふうに考えていただければいいと思うんですが、そういった高齢世帯の低所得者、そのほかの介護保険法、それから重度障害関係の手帳を持っている方、それから20歳未満の子を養育する一人親、母子、父子の関係、そういう方について対応を図っていくということでありますので、税金云々というよりも低所得者の対応の福祉増進という考えでやっていきたいというふうに考えております。

**4番（中嶋君）** それじゃ私がさっき申し上げたような部分のところまでの人たちも入っているというふうに考えていいわけですかね。

そういう人はあまりいないかとは思いますが、もしそういう部分のところはちょっと私はわかりませんが、もしいけば人間性といいますか、ヒューマニティといいますか、そんなような部分でやっていただけるのか。低所得者の部分はよくわかります。低所得者ということは低所得者であるけれども税金はきちっと納めていたり、場合によっては免除されている部分ということもあるんでしょうけれども、中にはやっぱりいろいろな状況、事情があってそういうふうな人がもしおればということ

です。これは坂城町にいなればいいんですけども、ただちょっとその辺のところが心配になったもので。言うなればヒューマニティとかそういうところでもって、今回は特別いろんなことを言わないでというふうに考えられているのかということ、ちょっとお尋ねしたかったもので、ちょっと質問内容がすみません、あれでしたから申しわけないと思っております。その辺のところがわかりましたらお願いしたいと思います。

**福祉健康課長（塚田君）** あくまで対象者については、非課税の世帯ということになっておりますが、ヒューマニティという位置づけの中では特に税の滞納とかそういうことではなくて、やはり今回の緊急対策という特別の事業の中ですべての方に、この事業に関わるすべての方には対象として取り組んでいきたいという考えであります。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

**議長（池田君）** 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

ここで、町長から閉会のあいさつがあります。

**町長（中沢君）** 平成20年の坂城町議会第1回の臨時会の閉会にあたり、ひとことごあいさつを申し上げます。

ただいま提案いたしました議案につきまして原案どおりご承認を賜り、感謝申し上げます。ご論議をいただいた一つひとつに意を用いながら事務執行に努めてまいります。

寒さ厳しい折でございます。皆さん方には体に十分留意されて、ご活躍されんことを心からお祈り申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。どうもありがとうございました。

**議長（池田君）** これにて平成20年第1回坂城町議会臨時会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前11時09分）



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

坂城町議会議長

坂城町議会議員

坂城町議会議員